

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第142回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年3月21日（木）9時30分～10時27分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、  
大谷 和子、西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、  
矢入 郁子

（以上9名）

（2）総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、  
渋谷総合通信基盤局総務課長、  
井上料金サービス課長、竹内料金サービス課課長補佐、  
柴田料金サービス課課長補佐、  
安西料金サービス課消費者契約適正化推進室長、  
佐藤料金サービス課消費者契約適正化推進室課長補佐、  
山内サイバーセキュリティ統括官  
豊嶋官房審議官（国際技術、サイバーセキュリティ担当）、  
小川サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、  
酒井サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）  
佐藤サイバーセキュリティ統括官室企画官

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

### 第3 議題

#### (1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）について【諮問第3176号】

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正について【諮問第3177号】

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定）について【諮問第3178号】

#### (2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3179号】

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可について【諮問第3180号】

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

## 開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。朝早くからありがとうございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第142回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しておりまして、委員9名全員が出席されており、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日は、答申事項3件、諮問事項2件、そして、「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正でございます。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）について【諮問第3176号】

○三友部会長 それでは、初めに、諮問第3176号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）について」、審議いたします。

本件は、本年1月23日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月24日水曜日から2月21日水曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、2月28日水曜日から3月12日火曜日までの間、第2回目の意見招請を実施いたしました。それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告をいただき

ます。

それでは、相田主査、よろしく願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。

諮問第3176号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）について」、資料142-1に従い、接続委員会における調査・検討の結果を御報告いたします。

本件の概要につきましては、資料142-1の89ページ以降に掲載しておりますが、令和6年度以降に適用する接続料の改定等を行うため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、3月18日月曜日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず、資料142-1の1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨、御報告させていただきます。

また、報告書の2に示しましたとおり、総務省に対して1点の項目について要望することとしております。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料142-1の2ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○竹内料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の竹内と申します。

それでは、意見募集において頂いた意見及び再意見、それに対する接続委員会の考え方について、御紹介いたします。

資料の2ページ目を御覧ください。

今回、先ほど相田主査より御紹介いただきましたとおりの日程で意見募集を行いました。一度目の意見募集で11件、二度目の再意見募集で15件の御意見を頂きました。

次ページ以降が内容でございますが、大部にわたりますので、主な意見のみ御説明いたします。

まず、令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等について、総論・算定方式等に係る意見です。

意見1ですが、まず、NTT東日本・西日本の加入光ファイバの重要性は一層高まっているので、公正競争環境の整備や利用者利便向上の観点から、予見可能性の向上やコスト削減による接続料の低廉化を図ることが必要である等の意見を、主に接続事業者から頂戴しているところでございます。

これに対する再意見ですが、NTT東日本・西日本から頂戴しています。コストはインフレ等によりまして増加傾向にあるが、効率化については、企業における当然の経営努力として引き続き取り組む。また、加入光ファイバについては、接続事業者の予見可能性を高める観点から、自主的な取組を実施しているので、今後も同様に対応するとの再意見です。

併せて、接続事業者からは、意見について賛同する旨の再意見を頂いています。

これに対する考え方1です。加入光ファイバ接続料が低廉な水準であることは、今後も重要であり、その算定方法等については、今後も必要に応じ、議論を行うことが適当と考えているところです。

続いて、5ページ目を御覧いただき、意見2です。予見可能性を高めてほしいとの意見でございますが、KDDIと中部テレコミュニケーションからの意見です。

現状の加入光ファイバ接続料の算定方法では、前期算定期間の最終年度に認可申請がされるまでの間、接続事業者が次期算定期間、要するに、次の3年度分の接続料水準を知ることができないので、予見可能性が確保されているとは言い難い。令和5年度については、接続料が上昇したが、そういった影響もあるので、予見可能性を引き続き高めるための取組を要望する意見でございます。

これに対する再意見です。接続事業者からは賛同意見がありましたが、NTT東日本・西日本からの再意見でございます。加入光ファイバにつきましては、自主的な取組として、乖離額・諸比率の速報値を開示する取組をしているので、今後も同様に対応する。また、仮に将来原価方式における予測を毎年度見直す場合、相当な稼働を要するほか、やはり試算である以上は一定の前提を置いた推計であるという性質からは免れないので、実態と乖離が生じることは避けられない。とはいえ、引き続き必要な検討を行っ

た上で、可能な限り早期の申請・情報開示をしていくとの再意見です。

これらに対する考え方2でございます。次期算定期間における加入光ファイバ等につきましては、どのような算定方法を用いるかも含めて、NTT東日本・西日本及び総務省により検討を深めていくことが適当としているところですが、予見可能性を高める取組については、必要に応じ検討することが適当と整理しています。

続きまして、加入光ファイバ等の接続料に関して、原価の適正性に係る意見として、意見12を御覧ください。23ページ目から、耐用年数の見直しに関する意見です。

光ファイバの耐用年数の見直しについては、近々、様々な議論を踏まえて、一定の整理をしたところがございますが、電柱の耐用年数については、以前実施した「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」以降、見直しが実施されていません。したがって、各設備について、NTT東日本・NTT西日本においては、利用実態を確認した上で、耐用年数と乖離が発生しているものがあれば、見直しを反映した形で接続料を申請する必要があるのではないかとこの意見です。

これに対する再意見ですが、接続事業者からは、基本的に意見に賛同する旨の再意見を頂いています。一方、NTT東日本・西日本からの再意見ですが、耐用年数の見直しについては、接続料の低廉化ではなく、財務会計の観点から実施するものであり、必要に応じて、実施していく。その中で、耐用年数見直しに係るデータは基本的に公表することができない経営情報であるが、様々な形で情報開示をしている。電柱の扱いについては、直近は経過年数別取得価額の割合等に大きな変化はない。少なくともNTT東日本・西日本としてはそのように考えているようでした、直ちに耐用年数を見直す必要はないとの再意見です。

それに対する考え方12でございますが、設備の耐用年数については、利用実態を適正に把握したものであることが重要であり、その観点で今後も適時適切に見直していく必要があると考えるものです。電柱の耐用年数については、総務省がNTT東日本・西日本から説明を受けていたところであり、電柱資産の現状や、償却方法の見直し時の耐用年数の検証結果、管理対象コンクリート柱の建替の状況等について確認いたしました。これらの情報のみで、利用実態を適切に反映した耐用年数になっているか、必ずしも明らかにならなかったと考えています。

したがって、先ほど相田主査から御説明いただきましたが、この点については、総務省からNTT東日本・西日本に要請することが適当と整理いただきたいと考えております。

す。具体的には、事業会計・接続会計の適正化確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当であり、その点要請してはどうかと考えております。

続いて、32ページ目の意見15を御覧ください。こちらは、加入光ファイバ等の接続料の改定に関して、報酬の適正性に係る意見です。

報酬については、接続料の算定等に関する研究会等における議論も踏まえ、様々な見直しがされており、過度の上昇は抑制されているが、自己資本比率や、金利動向によりリスクフリーレートが上がることによって報酬が上昇することに懸念。今後も様々な議論を要望する。

再意見15ですが、接続事業者を中心に賛同の再意見を頂戴しています。一方、NTT東日本・西日本からの再意見ですが、報酬は、設備の構築等、役務・機能を安定的に提供するための資本コストであり、接続料の低廉化を目的に検討すべきではなく、資本調達の実態を反映して適正に織り込むべき。加えて、資本コストの算定方法については、直近、見直しをしたばかりであり、少なくとも特段の状況変化が認められない中で頻繁に見直しの議論を行うことは、予見性を損ねるとの再意見です。

これらに対して考え方15ですが、報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適正に反映する観点から、今後も報酬率の推移等について注視するとともに、必要に応じて見直しを検討することが適当としております。

意見16以降、同じく報酬に関して、 $\beta$ 値ですとか、自己資本比率といった点について意見を頂戴したところですが、詳細は割愛させていただきます。

続きまして、意見23です。52ページ目を御覧いただければと思います。

これ以降、実績方式に基づく接続料の改定等に関する意見でございまして、まず、ドライカップの関係でございまして。

意見23ですが、ドライカップについては、今後も減少傾向が継続すると思われることから、利用見込みがなくなった資産については、検討した上で減損処理等を行うべきであるとの意見。加えて、直近、スタックテスト指針が改定されたところ、加入電話・ISDNはスタックテストの対象から除外されたが、仮に引き続きスタックテストの対象であった場合は、基準に合致しない状況にあるのではないかとの意見です。

これに対して、再意見23です。NTT東日本・西日本からの意見ですが、メタル回

線の費用削減と効率化については今後も取り組んでいきたいが、減損処理については、財務会計の適正化の観点から検討すべき。必要に応じた検討自体は否定されていないものです。スタックテストにつきましては、既に入力電話・ISDNは対象から外すことになったが、改定前の再計算報告時には、総務省に対して報告している。

これに対して、考え方23ですが、一般的な議論として、メタル回線についても費用削減・効率化をしていただくことが適当と整理しております。

その上で、スタックテストについて、59ページ目を御覧ください。現行のスタックテスト指針では、入力電話・ISDNは対象外となっていますが、対象外となる前の再計算報告時の検証結果として総務省に報告があった内容を整理してお示ししたものです。接続料相当額と利用者料金収入の差分は、20%を切っておりました。スタックテスト指針上の要件としては、営業費相当額が20%となっておりますので、差分が20%を切っている場合は、価格圧搾による不当な競争を引き起さないものであることを示すに足る十分な論拠について、提示いただく必要があるところです。

これについてNTT東日本・西日本から説明があった「理由」を資料中段以降にお示ししているところ、まず、固定電話の市場は、既に「競争フェーズ」から「維持・縮退フェーズ」に入っている。モバイルOABJ-IP電話について、入力電話との代替性を十分に有していると考えられる。モバイルOABJ-IP電話が代替し難いと考えられる法人向け固定電話について、そのマーケットにおきまして、下の表に示してあるとおり、委員限りとはしておりますが、十分な差分が生じると考える。加えて、入力電話・ISDNにつきましては、既にスタックテスト対象から外れている。これらの理由から、必ずしも価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないとの説明があったものでございます。

これらを踏まえると、現状、引き続き注視する必要があると考えておりますが、一方、直ちに何かしら対応を求める必要はないとも考えられるところです。

続きまして、意見29です。69ページ目をご覧ください。これ以降は、その他の事項でございます。

意見29はIPoE方式のゲートウェイルータの関係でございます。IPoEのゲートウェイルータについては、過去、研究会における整理で、基本的な接続機能として網使用料化されたものでございますが、当面の間、特段の事情がある場合、利用中止費の支払いを例外的に許容する整理がされているところです。この動きについて、特別な扱



い、過渡的な措置として例外的に許容されているに過ぎないのであって、現状、過渡的な措置を必要とする事情は既に無くなったと思われるので、本則どおり網使用料化すべきであるとの意見です。

再意見については、まず、NTT東日本・西日本の意見でございます。ゲートウェイルータにつきましては、接続事業者の意見を踏まえて、毎年度、附則6項許可を申請してきた。また、POIの増設・接続形態の変更については、今後も引き続き行われるところであり、直ちになくなるわけではないとの指摘です。

一方、接続事業者からの再意見でございますが、単県POIの分割が終わったとしても、トラフィック増が継続している場合、VNE事業者の経営については配慮する必要があるとの意見です。

これに対する考え方29ですが、やはり一度整理しましたので、原則、網使用料として設定することが妥当であると考えているところです。その上で、経過措置を維持すべき特段の事情があるかについては、令和7年度をめどに、NTT東日本・西日本の単県POIの増設が落ち着くと考えられるところ、その時期を目途に、御意見の観点も踏まえながら、改めて関係事業者の意見も踏まえて検討することが適当と整理しております。

以上、主な意見について御説明いたしました。これら意見に基づき調査・検討いただいた結果、先ほど、相田主査から御紹介いただいたとおりの報告書を整理いただいたのでございます。

私からの説明は以上でございます。

○三友部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの説明の内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、諮問第3176号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正について【諮問第3177号】

○三友部会長　　続きまして、諮問第3177号「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正について」、審議をいたします。

本件は、本年1月23日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月24日水曜日から2月27日火曜日までの間、総務省において意見招請を実施いたしました。

それでは、その内容につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○佐藤消費者契約適正化推進室課長補佐　　総務省消費者契約適正化推進室の佐藤でございます。

それでは、資料142-2に基づきまして御説明差し上げます。

ただいま三友部会長から御紹介いただきましたとおり、本件は、本年1月23日に諮問をさせていただいたものでございます。

まず、概要につきまして、8ページ目でお伝えできればと思います。改正案の中身でございます。

電気通信事業法施行規則におきまして、契約の解除に伴い所要の額を超える金額を請求することを禁止しているところでございます。

また、この規制を導入したときに既に結ばれておりました既往契約については、「当分の間」、この規律を適用しないとする経過措置を設けてございます。

今般、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において御議論いただきまして、この経過措置の廃止時期を明確化すべきとのことで省令改正を行うものでございます。

具体的には、9ページ目でございますけれども、2025年7月以降、期間拘束がない既往契約、当該契約の一部変更契約、さらに既往契約の更新に係る経過措置を廃止すること、それから2028年6月末をもって経過措置を完全廃止していくものでございます。

この改正案につきまして意見招請を行いました。その結果が、通し番号2ページ目でございます。

本年1月24日から2月27日まで意見招請を行ってございまして、21件の意見の提出がございました。

3ページ目、御意見と考え方でございます。

まず、意見1-1、案に賛同する御意見がございました。

改正案に賛成です。事業者においては、25年7月1日までの間に更新が行われる場

合には、十分理解して選択できるような詳細な説明を行うことが必要であるとの御意見でございました。こちらに関しましては、賛同の御意見として承りたいと思っております。

このほか、個人から、意見1-2のとおり、形式的修正に関する御意見、それから、店舗における化学物質過敏症患者への配慮等香害への対応を求める御意見がございました。これらに関しては、御参考として承ることを考えてございます。

最後に、答申の案でございますけれども、1ページ目でございます。

提出された意見、考え方は、先ほど御説明差し上げました別添1のとおりでございます。

また、2のとおり、一部、形式修正が必要だと考えてございまして、別添2のとおり修正を加えた上で改正することが適切と考えてございます。

総務省からの説明は以上でございます。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。特に御意見ございませんでしょうか。

それでは、特段の御意見がないようでございますので、諮問第3177号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定）について【諮問第3178号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3178号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定）について」、審議いたします。

本件は、2月6日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会に

において審議を行い、2月7日水曜日から3月7日木曜日までの間、意見招請を実施いたしました。その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

この件につきましても、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いたします。

○相田接続委員会主査 再び相田でございます。

諮問第3178号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定）について」につきまして、資料142-3により接続委員会における調査検討の結果を御報告いたします。

本件は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定を行うため、接続約款の変更認可申請があったことを受けたものです。

本件については、先ほど三友部会長から御説明がございましたとおり、2月7日から3月7日までの間、意見募集が行われ、3者からの意見提出がございました。

提出された意見を踏まえまして、3月18日に開催した接続委員会におきまして、接続約款変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料下側の通し番号1ページにございます報告書に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められる旨を御報告させていただきます。

なお、提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添として、資料下側の通し番号2ページから6ページに取りまとめてございます。その詳細は総務省から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の柴田でございます。

2月7日から3月7日までに行われました意見募集におきまして提出された意見及び接続委員会の考え方について御説明をいたします。

意見は、意見1から意見8までございまして、提出いただいた事業者は、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、楽天モバイル株式会社の3者でございます。

それでは、意見1でございます。

ソフトバンクからの意見です。原価とトラヒックの減少幅の差分は、今後、さらに顕著になっていくものと想定。現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているか、モデル検討時に十分精査し、モデルの適切な在り方を検討すべき。その際には令和6年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量も、その設定方法が適正なものか検討すべきとの意見でございます。

それに対する考え方は右側、考え方1でございます。総務省において、御指摘の点も踏まえ、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定されているか、引き続き注視することが適切としております。

続いて、意見2でございます。

こちらソフトバンクからの意見です。申請接続料が情報通信審議会答申（令和3年9月）の試算値と乖離している。このような大きな乖離が生じると、政策決定及び接続事業者の事業計画にも多大な影響を及ぼすため、総務省は、今回の乖離の要因について試算値との前提条件の違いも含めて検証の上開示し、今後の接続料試算において大きな乖離が生じないように是正する必要があるとの意見でございます。

これに対する考え方2でございます。

御指摘の情報通信審議会答申において示された試算は、新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラヒック傾向変化の可能性を考慮し、通話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施した上で、その中間的な試算結果を示したものであるとされており、その後のトラヒック傾向変化によって、今般の申請に係る接続料の算定に用いられた通話時間・通話回数が、試算時の入力値を大きく下回ったことが、当該接続料が試算値より上振れしている要因の1つであると承知しています。また、御指摘のような、当該試算を行った時点において整理がなされていなかった事項については、反映が困難であったものと承知しています。その上で、総務省及びNTT東日本・NTT西日本において試算等を行う場合においては、可能な限り乖離が生じないように努めることが適切としているものがございます。

続きまして、意見3でございます。

こちらはKDDIからの意見です。令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料は、情報通信審議会答申（令和3年9月）での試算値から大きく乖離する料金で申請されている。今回、試算値よりも大きく上昇しており、接続事業者の事業計画にも大きな影響

を及ぼしている。今後もトラヒックの減少に伴い接続料の上昇傾向が続くことが懸念されるため、接続料の低廉化に取り組む必要があるとの意見でございます。

これに対する考え方3でございます。

接続料に係る試算については、考え方2の1点目のとおりです。また、総務省においては、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定されているか、引き続き注視することが適当としております。

意見4は楽天モバイルからの意見でございます。

令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料は、情報通信審議会答申（令和3年9月）での試算を上回っており、接続事業者はこのような大幅な上昇を予測することは困難。予見性確保のため、加入電話・メタルIP電話接続機能でも、第二種指定設備のデータ接続料を参考に、今後はLRIC方式に基づいた将来3か年の接続料の算定を希望するとの意見でございます。

これに対する考え方4でございます。

接続料に係る試算については、考え方2の1点目のとおりです。また、長期増分費用方式に基づく接続料算定においては、これまでおおむね3年に一度は算定方法の見直しが行われており、御意見のような第二種指定設備の接続料算定における将来原価方式と同様の算定方法を取ることは困難であると考えますが、NTT東日本・NTT西日本においては、IP網への移行完了後の音声通信のトラヒックの動向について必要な情報開示等を行うことが適当としております。

続きまして、意見5はKDDIからの意見でございます。

PSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルに入力する「令和5年度下期+令和6年度上期」の予測通信量は、令和5年度の実績通信量が一時的な要因で対前年大きく変動した場合、過多又は過小な予測通信量が算定される。令和5年度は、コロナ禍明けの環境変化の影響を受けて、実績通信量が通常よりも大きく減少している可能性があり、現行の予測通信量の算定方法では過小な通信量となっているおそれがあるため、予測通信量の精度向上に向けて検討が必要との意見でございます。

これに対する考え方5でございます。

御指摘のように、予測増減率の計算に用いる実績通信量が一時的な要因で大きく変動した場合には、結果として、過多又は過小な予測通信量が算定されるおそれがあることは否定されないことから、NTT東日本・西日本においては、今後の予測通信量の算定

に際し、必要に応じて精度向上に向けて検討を行うことが適当としております。

続きまして、意見6はソフトバンクからの意見でございます。

令和6年度の接続料が利用者料金を超える水準となっており、価格圧搾のおそれがあるため、スタックテスト指針に基づく方法により対応すべき。また、検証の際には、3分当たり8.5円（全国一律）に換算した利用者料金収入と接続料等総額を比較すべき。検証の結果、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠の提示がなかった場合、自己資本利益率の調整等による接続料の低廉化も考えられるとの意見でございます。

それに対する考え方6でございます。

加入電話・ISDNの通話料については、接続料の算定等に関する研究会における議論を経て、スタックテストの対象から除外されましたが、接続料の水準はスタックテストの対象か否かにかかわらず、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定する必要があります。この点、総務省においてNTT東日本・西日本に確認したところ、令和5年度接続料に係るスタックテストの結果を基とした概算結果において、スタックテストの基準を踏まえれば、価格圧搾における不当な競争を引き起こすとは考えていないとのことであり、御指摘の観点のみで、公平性確保の点で問題があると考えすることはできないと考えますが、総務省においては、価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないか、令和7年1月以降は、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定されることが適当とされていることにも留意しつつ、引き続き注視していくことが適当としております。

意見7はKDDIからの意見でございます。

令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料に対し、利用者料金が全国一律3分当たり8.5円であることを踏まえ、総務省において、価格圧搾による不当競争の有無を引き続き注視することを要望するとの意見でございます。

これに対する考え方7については、考え方6のとおりとしております。

意見8は楽天モバイルからの意見でございます。

令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料と利用者料金を比較すると、NTT東日本・西日本自身のサービスは赤字になると見込まれる。競争事業者がこれにならい赤字ベースの通話料を設定することは経済合理性を欠いて困難であり、これを強いる改定は公平性確保の観点でも問題。再考が必要との意見でございます。

これに対する考え方も、考え方6でお示ししているものと同じでございます。

考え方1から8まで全てに関しまして、「意見を踏まえた案の修正」については「なし」でございまして、1ページの報告書のとおり、本件の接続約款の変更認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの報告書でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○三友部会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお知らせください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問ございませんようですので、諮問第3178号につきましては、お手元の答申案どおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

## (2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3179号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3179号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について」、総務省から説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の柴田でございます。

こちらは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定でございます。

1ページ、2ページが諮問書ですので、3ページを御覧ください。

まず、3ページに諮問の背景について記載しておりまして、総務大臣は、電気通信事業法第21条第1項に基づき、利用者の利益に及ぼす影響が大きい特定電気通信役務(加入電話・ISDN、公衆電話)に関する料金について、その種別ごとに能率的な経営の下における適正な原価等を考慮して、通常実現することができると思われる料金



の水準の料金を料金指数により設定し、その料金指数を基準料金指数として、特定電気通信役務を提供する電気通信事業者、この場合、NTT東日本・NTT西日本に通知することとされています。

この基準料金指数の適用期間は、毎年10月1日から1年間とされているものでございまして、その算定式は、3ページの中段の式でございます。

この式中にございます生産性向上見込率、「X値」につきましては、電気通信事業法施行規則の規定に基づき、3年ごとに見直しを行うものでございますが、「上限価格方式の運用等に関する研究会」において整理を行ったところ、0%を採用することとしたものでございます。

したがって、4ページにございますが、先ほどの算定式に前年度の指数としまして、令和5年10月から令和6年9月まで適用されている98.0、X値の0%、消費者物価指数変動率の+3.2%を入れることにより、令和6年10月から適用する基準料金指数を101.1と設定することについて、当審議会に諮問するものでございます。

5ページ以降は参照条文となっております、参考資料としましては本制度の概要を付しているものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○三友部会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。X値につきまして、0%とするというところでございますけれども、特に御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問ございませんので、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、3月22日金曜日から4月22日月曜日までといたします。また、提出された意見を踏まえ、基本料等委員会におきまして調査、検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございました。その旨、決定することといたします。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス

行為等実施計画の認可について【諮問第3180号】

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

○三友部会長　　続きまして、諮問第3180号「国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可について」、総務省から説明をお願いいたします。

また、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第4項第1号に規定する総務省令で定める基準及び第9条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令の全部改正（改正後「特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令」（令和6年総務省令第11号）等）に伴い、電気通信事業部会決定である「諮問を要しない軽微な事項について」において、当該省令の改正に合わせた規定の整理が発生することから、当該事項につきましては、事務局から引き続き説明をしていただきまして、質疑応答は諮問事項と併せて対応させていただきたいと思っております。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○佐藤サイバーセキュリティ統括官室企画官　　サイバーセキュリティ統括官室の佐藤と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、資料142-5に基づきまして、NICTから先日申請のございました特定アクセス行為等実施計画の概要について御説明させていただきます。

本日御審議をいただきます実施計画案につきましては、今年の臨時国会において成立いたしました改正NICT法や関係省令の改正に伴うものでございます。

まず、資料の1ページ目を御覧ください。こちらが改正NICT法の概要になります。

先日、省令案を御審議いただいた際の資料ですので、詳細は割愛させていただきますが、NICTが、脆弱性のある識別符号、つまり推測されやすい文字や数字の羅列や、実際にサイバー攻撃を受けたことのあるID・パスワードを利用している機器を調査し、見つかった場合には、機器の利用者、その他関係者にお知らせし、対策を行っていただく取組、「NOTICEプロジェクト」と呼んでおりますが、こちらを2019年から実施してまいりました。この調査につきましては、実際にIDやパスワードを入力してログインを試す必要がございますが、これは不正アクセス禁止法に抵触する行為でございますため、NICT法において同法の適用の例外となる規定を設けて、法律上、特定

アクセス行為と位置づけ、今年度末までの5年間の時限の業務として調査を行ってまいりました。

しかしながら、現在においても、ID・パスワードの脆弱性を狙ったサイバー攻撃が引き続き発生していることなども踏まえまして、改正NICT法におきましては、ID・パスワードに脆弱性のあるIoT機器の調査を、来年度以降も切れ目なく継続して実施可能としたものでございます。こちらが1ページ目の資料の①に該当する部分でございます。

なお、今回の法改正では、この調査について、法律上、特段の時限は設けておりませんが、代わりに、本調査の実施に当たって、NICTが実施計画を作成して、総務大臣の認可を受ける必要がございますが、この実施計画に本調査の実施期間を記載する枠組みといたしました。これにより、状況が変化するサイバー攻撃に機動的に対応しながら、必要と認められる範囲内で本調査を実施することが可能となったと考えております。

あわせて、今回の法改正では、NICTが実施する調査の対象も拡大し、IoT機器を悪用したサイバー攻撃に対して総合的に対応できるようにいたしました。

以上が法改正の概要になります。

先日御審議いただいた省令改正及び本日御審議いただく特定アクセス等実施計画は、このうち①に関するものでございます。

省令改正の概要につきましては、2ページ目を御覧いただければと思います。

省令改正におきましても、先日、当審議会において御審議をいただいたこともございまして詳細は割愛させていただきますが、今回の法改正等に伴いまして、先ほど御説明いたしました実施期間など、特定アクセス行為等実施計画に記載する事項が追加されたため、関係の省令を改正したものでございます。

次に、3ページ目になります。本日御審議いただきます特定アクセス行為等実施計画案のポイントになります。計画案の内容の大半につきましては、現行の実施計画を踏襲しておりますが、法改正や省令改正等に伴い新たに記載された事項を中心に御説明をさせていただきます。

まず、実施期間につきましては、今般、NICTから申請のあった実施計画案では、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。こちらは、NICTの現行の第5期中長期計画の期間に合わせたものになってございます。

次に、2に当たるところでございますが、NICTが実施する特定アクセス行為により

得られた電磁的記録の作成業務、いわゆるデータの処理業務につきましては、今回の法改正において委託の規定が新たに設けられたことから、厳格な条件の下でそれが行われることを確保するために、委託先の選定基準や、委託先における情報の適切な取扱いを確保するための措置について、本実施計画案において新たに規定されています。

特に、情報の適正な取扱いを確保するための措置につきましては、委託先においても、N I C Tにおける安全管理措置と同等の措置を講じることに加え、再委託を禁止するとともに、秘密保持義務等を課すこととしております。

また、特定アクセス行為を行う区画・設備につきましては、電磁的記録の作成を行う施設とも厳格に区別し、実施計画案に記載のあるN I C Tの職員以外は、当該区画への入室ができないなどを定めてございます。

次に、3つ目になりますが、その他の事項になります。

まず、緊急的に対応が必要な場合に関する規定になります。

本年4月以降の調査対象となる脆弱性のあるID・パスワード、いわゆる識別符号は、540通りございます。その一覧につきましては、実施計画案の別添3を御参照ください。

ただし、一覧に記載されていない識別符号を利用したサイバー攻撃が発生し、それが電気通信役務の提供に重大な支障が生じるおそれがあり、緊急的な対応が必要と認められる場合には、総務省と事前に調整の上、1か月間に限り、当該識別符号を対象とした調査を行うことができる旨の規定を設けてございます。

また、特定アクセス行為等の業務につきましては、ウェブサイト等を通じて適切に情報提供を行うことなどにより、透明性を確保していくことが重要との観点から、情報公開に関する規定を設けております。

次に、4ページ目を御覧ください。今後のスケジュールになります。

改正N I C T法は、4月1日に施行されることから、これに合わせて、本日の御審議も含めまして、必要な手続を進めているところでございます。

最後に、審査の結果についてです。

法令に定められている実施計画の記載事項につきまして、適正に定められているか等を審査した結果、認可することが適当であると判断をしております。

説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。以上になります。

○三友部会長　　ありがとうございます。

続きまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の坂平です。

引き続き、私から、資料142-6の諮問を要しない軽微な事項、電気通信事業部会決定第5号の一部改正について説明をいたします。

改正の概要につきましては、資料全体の2ページ目を御覧ください。

本件は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律及び特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令の施行に伴い、諮問を要しない軽微な事項についての決定の一部を改正するものです。

本改正の内容といたしましては、今般の法律及び省令の改正に合わせて、諮問を要しない軽微な事項の該当規定の整理を行うものであります。

本改正によって、諮問を要しない軽微な事項の内容自体には変更はなく、形式的な規定の整理にとどまるものとなっておりますので、当審議会において諮問を要しない軽微な事項についての一部を改正する決定をいただけますと幸いです。

簡単ではございますが、説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま2件の御説明をいただきまして、1件目は諮問第3180号、そしてもう1件は諮問を要しない軽微な事項についてでございます。ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員 大谷でございます。御説明どうもありがとうございました。

非常に重要な取組だと考えておりました、それを安全かつ透明性を確保しながら進めるための十分な計画を練っていただいていると思っております。

これまでもNOTICEの取組は、それなりの効果を上げてきておりますし、情報セキュリティに関わる関係者にとっては、非常に意義深い取組だと思っで見守ってきているわけですが、情報公開の在り方ですが、非常にシンプルに情報を公表されていて、一般にはなかなか分かりにくい形なのではないかなと思うことも時々ありまして、定例的な情報の公開はルールどおり進めていただくとともに、施策全体の周知は、引き続きより分かりやすい形で進めていただき、実際にIoT機器を製造したり、利用したり、また、設置する方々にとっても、ここにリスクがあるのだということが伝わるよう

な取組も併せて実施していただくように希望したいと思います。

質問ではなくて、コメントでございます。以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。

総務省から大谷委員からのコメントについてお考えはございますでしょうか。

○佐藤サイバーセキュリティ統括官室企画官 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まさに大谷委員御指摘のとおりでございます。我々も、次期NOTICEを4月1日から改めて実施するに当たりまして、情報発信は非常に重要なことであると考えております。

ルータ等のいわゆるIoT機器を適正に管理していただくこと、ID・パスワードを複雑なものに変えていただくなどの対策は、利用者側の協力、加えて、メーカーなど様々なステークホルダーの取組が非常に重要になります。

そういった観点から、我々もそういった利用者や関係者に対して適切に取り組んでいただけるよう、新たな広報戦略を検討しており、4月1日のNOTICEの新たな実施に当たりまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。

大谷委員、よろしいでしょうか。

○大谷委員 はい、よろしくお願ひしたいと思います。

○三友部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にほかに御意見等ございませぬようでしたら、諮問第3180号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

続きまして、諮問を要しない軽微な事項についてですが、案のとおり改正したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり改正することといたし

ます。

○三友部会長　　以上で本日の審議は終了いたしました。

この際、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からございますでしょうか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

閉　　会